

たつの市公告第91号

中心市街地複合施設基本構想策定業務委託に係る公募型プロポーザルを執行するので、下記のとおり公告する。

なお、本件については、たつの市契約規則（平成17年規則第40号）及びたつの市入札関係法令等に準じて行う。

令和7年4月22日

たつの市長 山 本 実



記

1 業務概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 業 務 名 | 中心市街地複合施設基本構想策定業務委託 |
| (2) 履 行 場 所 | 兵庫県たつの市龍野町堂本地内外 |
| (3) 業 務 内 容 | ア 各種条件の整理
イ 既存施設の現状把握
ウ 住民意向の確認
エ 施設整備の基本的な考え方の整理 |
| (4) 業務履行期間 | 契約締結の日から令和8年2月27日まで |

2 見積限度額

見積限度額の上限は7,205,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

※この金額は予定価格を示すものではなく、企画提案書の規模を示すものであることに留意し、見積金額は見積限度額を超えてはならない。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 登録要件

- | | |
|---|---|
| ア | たつの市入札参加資格登録名簿（測量・建設コンサルタント）に1年以上継続して登録があること。 |
| イ | 建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省公示第717号）における「都市計画及び地方計画部門」の登録があること。 |
| ウ | 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建 |

築士事務所の登録があること。

(2) 実績要件

平成22年4月以降において、官公庁等（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注した「公共施設の整備に係る基本構想又は基本計画の策定業務」を元請けとして完了した実績があること。

(3) 資格要件

技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく総合技術監理部門（「建設—都市及び地方計画」又は、建設部門「都市及び地方計画」）として登録されている技術士の資格を有する者を管理技術者として配置できること。

(4) その他

ア 公告日から開札日までの間、たつの市又は兵庫県から指名停止を受けていないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加者の資格制限に該当しないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、それぞれの申立てがなされた者であっても、公告日の前日までに裁判所から更生又は再生計画の認可決定を受けているときはこの限りでない。

エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続していないこと。

4 評価基準・評価項目

企画提案書等の記載内容に関し、次に掲げる評価項目により審査を行う。

ただし、合計点数が満点の6割未満の者の提案は不採用とする。

評価項目（1次審査）

	評価項目	主な評価基準	配点
(1)	法人経営規模	資本金を評価する。	3
(2)	法人業務実績	業務実績を評価する。	3
(3)	管理技術者の技術力	管理技術者の業務実績及び経験年数から専門性を評価する。	6
	主任技術者の技術力	主任技術者の資格から専門性を評価する。	3
(A) 小 計			15

評価項目（２次審査）

企画提案書		評価項目	主な評価基準	配点
	ア	実施方針	業務を理解した実施方針であるか。	25
	イ	工程計画	効率的なプロジェクト実施に向け、作業内容等具体的に示されているか。	20
	ウ	技術提案	評価項目の把握力並びに提案内容の独創性及び実現性が示されているか。	20
	エ			20
	オ			20
	カ	価格点	経済性を評価する。 価格点＝最低見積額÷提案価格×配点（80点） 少数点第1位を四捨五入	80
	(B) 小 計			185
合 計 (A) + (B)			200	

5 受託候補者の選定

中心市街地複合施設基本構想策定業務委託事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）における評価が最も高い者を市長が本業務の受託候補者1名、次順位者1名を選定する。

6 参加表明の手続等

(1) 担当部署

たつの市教育委員会事務局 教育事業部社会教育課

〒679-4192 たつの市龍野町富永1005番地1

電話 0791-64-3180

E-mail shakaikyoiku@city.tatsuno.lg.jp

(2) 選考スケジュール

実施要領等の公表	令和7年4月22日（火）
質問書受付締切	令和7年5月12日（月）
質問書に対する回答日	令和7年5月16日（金）
参加表明書の受付期間	令和7年5月19日（月）から 令和7年5月23日（金）まで
1次審査結果通知	令和7年5月30日（金）
企画提案書の受付期間	令和7年6月2日（月）から

	令和7年6月13日（金）まで
2次審査実施 プレゼンテーションの実施	令和7年6月中旬
企画提案書の選定通知	令和7年6月下旬

(3) 実施要領（募集要項）等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

令和7年4月22日（火）から同年5月23日（金）まで

イ 配付場所

(1)に同じ。

※たつの市ホームページからもダウンロード可能

(4) 参加表明者又は企画提案者が1者のみ又はいない場合の取扱い

ア 参加表明者又は企画提案者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

イ 参加表明者又は企画提案者が1者の場合は、当該1者について、参加資格を確認し、参加資格を有する場合は、審査委員会において受託候補者としての適否の審査を行う。

7 契約の締結

(1) 本業務の契約は、審査委員会を経て市長が特定した受託候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積書を徴取の上、契約を締結するものとする。

(2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受託候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が企画提案時に提出した見積書の額と同額になるとは限らない。

(3) 市長が特定した受託候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の企画提案者と契約交渉を行う

(4) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の10%以上とする。

8 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

(1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 2の見積限度額を超えた見積書を提出した場合

(4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合

(5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合

(6) その他市の指示に違反する場合

9 その他

- (1) 本プロポーザル参加に伴う費用は、参加表明者の負担とする。
- (2) 詳細は、中心市街地複合施設基本構想策定業務委託に関するプロポーザル実施要領に定めるところによる。

